

かしわざき健康サポートカンパニー実施要領

(目的)

第1条 この要領は、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を「かしわざき健康サポートカンパニー」として登録し、その取組を支援することにより、働く世代の健康づくりの促進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領において事業所（NPO法人、公益法人等を含む。）とは、次のいずれにも該当する事業所をいう。

- (1)市内に所在すること。
- (2)従業員数が20人以下であること。ただし、従業員の健康管理に意欲的に取り組む事業所においては、従業員数の制限はしない。
- (3)原則として、取組内容の公表が可能であること。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと。
- (5)市税に滞納がないこと。

(登録要件)

第3条 柏崎市長（以下「市長」という。）は、下表に掲げる取組を行う事業所で希望するものを「かしわざき健康サポートカンパニー」として登録することができる。なお、取組内容は、従業員の健康に資するものとし、各事業所が取り組めるものとする。

項目	取組内容
スポーツ・身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none">・ラジオ体操など、業務前、業間体操の実施・社内でのスポーツイベント開催（ウォーキング大会、運動会等）・スポーツ関連部活動の推進・事務職員のスタンディングミーティング導入 など
健診・がん検診	<ul style="list-style-type: none">・定期健康診断後のフォローアップ・有所見者への受診勧奨・各種がん検診・歯科健診の受診機会の整備・受診料金の補助・受診勧奨 など
食生活・栄養、歯の健康	<ul style="list-style-type: none">・減塩などの注意を促す周知の取組・健康的な弁当購入の補助 など
こころの健康	<ul style="list-style-type: none">・こころの相談窓口の明確化・周知の実施・ストレスチェックの実施（50人未満の事業所） など

たばこ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法規定の措置以上の受動喫煙対策 ・禁煙のための情報提供 など
スポーツクラブ等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のスポーツ施設等の利用促進の取組 など
柏崎市役所の健康サポートの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催のスポーツイベントへの参加 ・市主催の健康増進事業の利用 (からだスッキリ講座、健康づくり宣言等) など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康に資するもので事業所独自の取組

(登録手続)

第4条 登録を希望する事業所は、次により登録申請を行う。

- (1)「かしわざき健康サポートカンパニー登録申請書(様式1)」を市長に提出する。
- (2)登録申請は、随時行うことができ、登録申請後の登録情報の更新も随時可能とする。
- (3)登録は、年度更新とし、毎年2月に、次年度更新について案内を行う。継続希望の場合は、「かしわざき健康サポートカンパニー継続確認書(様式2)」を市長に提出する。

(登録の認定)

第5条 認定の可否については、登録申請に基づき、市長が決定し、認定事業所に対しては、「かしわざき健康サポートカンパニー登録証(様式3)」を交付する。

(登録の抹消)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、直ちに登録を抹消する。

- (1)「かしわざき健康サポートカンパニー抹消届(様式4)」が提出されたとき。
- (2)第2条の規定に該当しなくなったことを知ったとき。

(抹消の通知)

第7条 市長は、前条に該当することを認めるときは、速やかに審査を行い、「かしわざき健康サポートカンパニー抹消通知書(様式5)」により通知するものとする。

(登録企業への支援)

第8条 市長は、登録事業所が行う取組に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1)従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所として、その取組等の発信
- (2)健康づくりの推進に関連する情報提供
- (3)その他、登録事業者と協議の上で市長が必要と認めた支援。

(表彰)

第9条 市長は、特に意欲的な取組や他事業所の模範となる取組を実施している登録事業

所を必要に応じて表彰する。

(事務処理)

第10条 この取組に関する事務処理は、教育委員会スポーツ振興課及び福祉保健部健康推進課が協同で行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。